



—湾岸・アラビア半島地域ニュース—

イラン：P5+1 との交渉に関するラーリージャーニー司法権長顧問発言  
(25日付イラン学生通信)

ジャヴァード・ラーリージャーニー司法権長顧問は、P5+1（国連安保理常任理事国および独国）との交渉に関し、TRR（テヘラン研究炉）および包括的提案パッケージ（2008年5月にイラン側が提示。2009年9月に改訂版を提示）にある軍縮・不拡散一般および原子力協力等、幅広い交渉について言及しながらも、イランの核問題に関する交渉の実施についても否定していない。以下は同顧問の発言の概要である（10月25日記者会見、イラン学生通信）。

1. 自身（ラーリージャーニー顧問。以下同）は、交渉を再開しようというアシュトン EU 上級外交代表の要請を正しい行動であると考え、彼らは、脅迫と侮辱的なアメとムチの政策が結果をもたらさないという結論に至った。イランは、地域における強国であり、高い科学技術能力を有する。（彼らには）イランとの交渉以外に道はない。
2. 交渉は NPT を基礎として行われなければならない、それ以上のものであってはならない。平和的原子力活動を追求する上で、イランとその他の国々の権利は同様のものである。
3. 自身は、P5+1 によるイランとの交渉の要請に前向きな見解を有している。
4. （イランと P5+1 との間で交渉の内容について意見の相違があるとみられるとの指摘に対し）米国と一部の欧州諸国の交渉の基礎が、彼らの過去の主張と同様のもの、つまり、イランから原子力能力を剥奪しようというのであれば、今までそうであったように、何の結果ももたらさないであろう。しかし、彼らは原子力分野におけるイランの成功と進歩を目撃している。
5. 交渉のためには複数の基礎が存在すると考える。例えば NPT は議論の良い基礎であり、軍縮、不拡散、（原子力）協力といった様々なテーマが存在する。
6. 我々は TRR に関し良好な合意をすることができる。イランは 20%濃縮燃料を必要としており、ウランを購入、生産、あるいは交換する権利がある。こうした全ての事項について、交渉において協議することができる。
7. 西側との原子力協力の分野でさえ、イランにとって興味深い事項が存在する。もし彼らが望むのであれば、諸問題は交渉にて解決される。もしそうでなければ、他の交渉のように無益なものになるだろう。